

# ごみ焼却施設排ガスの放射性物質濃度測定結果

測定頻度: 毎月測定

測定業者: 株式会社むさしの計測

試料採取日	物質					
	ろ紙部			ドレン部		
(排ガス)	セシウム134	セシウム137	セシウム合計	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
平成28年4月22日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成28年5月16日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成28年6月9日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成28年7月19日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成28年8月18日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成28年9月13日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成28年10月27日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成28年11月10日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成28年12月9日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成29年1月11日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成29年2月8日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成29年3月6日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

※単位は(ベクレル/リュウベイ)

※①放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日施行)

第33条(特定一般廃棄物処理施設維持管理基準)第1項第1号に基づき、当該排ガスの排出口において、それぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度に対する割合の和が1を超えないようにすること。

②下記の濃度限界は、同一人が0歳児から70歳になるまでの間、当該濃度を含む空気を摂取したとしても、被ばく線量が一般公衆の許容値(年間1ミリシーベルト)以下として設定されたものです。

放射性物質の種類	大気中の濃度限界	大気中の監視基準
放射性セシウム134	20	$\frac{\text{放射性セシウム134の測定結果}}{20} + \frac{\text{放射性セシウム137の測定結果}}{30} \leq 1$
放射性セシウム137	30	